第 71　用語解説

名　称		説　明	参 照 先
東京ＤＭＡＴ（ＤＭＡＴ：ディーマット）※１		ＤＭＡＴは、Disaster Medical Assistance Team の略で、災害発生直後の急性期（概ね 48 時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいい、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。 東京ＤＭＡＴは、大規模災害時に東京消防庁と連携し、災害現場で救命処置等を行うため、都の研修・訓練を受けた医師や看護師等で編成される都の災害医療派遣チームをいう。	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章
災害拠点病院※２		主に重症者の収容・治療を行う病院 （基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院）	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章
災害拠点連携病院※３		主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 （救急告示を受けた病院（災害拠点病院を除く）等のうち都が指定する病院）	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章
災害医療支援病院※４		主に専門医療、慢性疾患への対応、軽症者の治療等の医療救護活動を行う病院 （災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院）	震災編 第３部第７章
災害医療コーディネーター	都災害医療コーディネーター※５	都全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章
	東京都地域災害医療コーディネーター※６	各二次保健医療圏域の医療活動等を統括・調整するために都が指定する医師	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章
	区災害医療コーディネーター※７	区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う、区が指定する医師	震災編 第３部第７章 風水害編 第４部第４章

名称		説明	参照先
医療対策拠点等	医療対策拠点※８	都が、二次保健医療圏内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点	震災編 第３部第７章
	地域災害医療連携会議※９	地域災害医療コーディネーターが、病院、医師会、区市町村などの関係機関を招集して、情報共有や具体的な方策の検討を行う会議	震災編 第３部第７章
医療救護所等	緊急医療救護所※10	区が、超急性期において災害拠点病院等の近接地等に設置・運営する救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 「避難所医療救護所」＝区が、おおむね超急性期までは病院がない地域を中心に、おおむね急性期以降に避難所内に設置する医療救護所。	震災編 第３部第７章
	医療救護所※11	区が、区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所	震災編 第３部第７章
	医療救護活動拠点（医療本部）※12	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する拠点	震災編 第３部第７章
航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＵＣ：エスシーユー）※13		Staging Care Unit の略 主に航空機搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための臨時医療施設として、必要に応じて被災地域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置されるもの	震災編 第３部第７章
広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ：イーミス）※14	Emergency Medical Information System の略	災害時の救助救援活動において、全体的な状況を把握し、どこにどのような支援を行うのかを調整する目的で設置されたシステム。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。（ 参考 URL http://www.wds.emis.go.jp/ ）	震災編 第３部第７章
東京ＤＰＡＴ（ＤＰＡＴ：ディーパット）※15	東京 Disaster Psychiatric Assistance Team の略	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム	震災編 第３部第７章
ＢＣＰｏｒｔａｌ※16		危機管理対応を意識した情報共有・コミュニケーションツール。ＢＣＰを実行するうえで必要な「情報収集」、「コミュニケーション」「情報共有」「危機広報」を支援。(参考 URL https://www.infocom-sb.jp/bcportal/)	震災編 第３部第７章

名　称	説　明	参照先
災害時帰宅支援ステーション※17	帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供をうけるステッカー等を利用者から　見やすい入口等に掲出している。 災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である（店舗の被害状況により、実施できない場合もある。）。	震災編 第３部第８章